

主任技術者又は監理技術者に関する取扱いについて

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下、「法」という）の改正に伴い、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）の配置について、大阪広域水道企業団発注工事における取扱いを下記のとおり行いますので、お知らせします。なお、「建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける特例監理技術者及び監理技術者補佐に関する取扱いについて（令和 3 年 9 月）」は廃止します。

記

1 法改正の概要

各建設工事の請負金額が一定金額以上の場合には、建設工事現場ごとに専任で配置することとされていた監理技術者等の専任配置の特例が設けられました。

- （１）法第 26 条第 3 項第 1 号において、建設工事の請負金額が 1 億円未満（建築工事の場合は 2 億円未満）かつ法令等で定める条件を満たす場合、2 件の工事現場を兼任（以下「専任特例 1 号」という）することができるとされた。
- （２）法第 26 条第 3 項第 2 号において、各工事現場に監理技術者補佐を専任で置くこと等を条件とし、2 件の建設工事現場を兼任（以下「専任特例 2 号」という）することができるとされた。
- （３）法第 26 条の 5 において、建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）かつ法令等で定める要件を満たす場合、特定営業所技術者は監理技術者等の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができるとされた（以下「営業所技術者等」という）。

2 監理技術者等の取扱い

- （１）監理技術者等の専任配置の特例が認められる建設工事の具体的な条件は別紙のとおりです。入札公告及び共通入札説明書等に明記しておりますのでご確認ください、必要な書類を提出してください。
- （２）専任特例 1 号及び専任特例 2 号が配置できる条件の建設工事であっても、建設工事の内容により、専任特例 1 号及び専任特例 2 号の配置を認めない場合があります。内容は以下のとおりです。

専任特例 1 号の配置を認めない工事について

- ① 工事内容が特殊であり兼務を認めがたい工事

専任特例 2 号の配置を認めない工事について

- ① 大規模工事
 - ・ 予定価格が 3.5 億円を超える土木工事
 - ・ 予定価格が 6 億円を超える建築工事
- ② 監理技術者の実績を求める工事等
 - ・ 入札参加資格において監理技術者の実績を求める工事※
 - ・ 総合評価落札方式において監理技術者の実績を評価した工事※
 - ※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く
- ③ 工事内容が特殊であり兼務を認めがたい工事

なお、専任特例の配置を認めない建設工事については、案件毎に入札公告にて示します。

(1) 専任特例1号によるもの

次の条件を全て満たす場合、2件の工事現場を兼任することができる。

- ア 各工事の請負代金の額が、1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）であること。
- イ 工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- ウ 各建設工事の下請次数は3次までとする。
- エ 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を各工事に配置すること。（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事と同業種の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- オ 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を行うこと。（※1）
- カ 国土交通省HPより「人員の配置を示す計画書」（参考様式）をダウンロードして計画書を作成し、工事現場毎に据え置くこと。
- キ 現場状況を確認するための情報通信機器を設置すること。（※2）
- ク 監理技術者は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ケ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(※1) 施工体制を確認できる情報通信技術の措置について

工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていることが必要である。

情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

(※2) 現場状況を確認するための情報通信機器の設置について

監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも構わない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- ・ 専任特例1号による監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

（専任特例1号については、監理技術者制度運用マニュアル 三（2）①参照）

(2) 専任特例2号によるもの

次の条件を全て満たす場合、工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことを要件とし、2件の工事現場を兼任することができる。

- ア 監理技術者補佐を工事現場毎に専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実

務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- ウ 監理技術者及び監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- オ 監理技術者が兼務できる工事は、大阪府内で施工される工事でなければならない。ただし、大阪広域水道企業団発注の工事には限らない。
- カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ケ 監理技術者が兼務できる工事は維持工事※以外の工事でなければならない。（現契約工事が維持工事の場合の条件）
- コ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- ・専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

（3）営業所技術者等によるもの

営業所技術者等は、専任の者として置くことが求められているが、建築工事の請負代金の額が1億円未満（建築工事の場合は2億円未満）かつ次の要件を満たす場合、特定営業所技術者は監理技術者等の職務を、営業技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例1号及び専任特例2号を除く。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事現場であること。
 - イ 工事現場の数が1件であること。
 - ウ (1)専任特例1号によるものアからキを満たしていること。なお、(1)イ工事現場間とあるのは、「営業所と工事現場間」、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場と営業所」と読み替える。
 - エ 営業所技術者等は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・営業所技術者等による監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- （営業所技術者等については、監理技術者制度運用マニュアル ニー二（5）参照）

（4）その他

受注者から、監理技術者等の工期途中の交代について、やむを得ない理由があり申出があった場合は、本通知の2の監理技術者等の取扱いに準じて対応すること。